

見積書提出依頼

件名	平成30年度北部ダム統合管理事務所福地ダム水力発電設備点検業務
数量等	別冊「仕様書」のとおり
履行期限	契約締結の翌日から平成31年3月29日
見積書の提出場所	北部ダム統合管理事務所 総務課
見積書提出期限	平成31年 2月 19日 13時30分
担当	北部ダム統合管理事務所 総務課 経理係長 TEL : 0980-53-2442 FAX : 0980-53-2443
留意事項	<p>1 発注依頼は、原則として見積書提出期限の翌日までに電話連絡いたします。 (発注のない事業者様への連絡は控えさせていただきますので、ご了承下さい。)</p> <p>1 『オープンカウンター方式試行要領』(別紙参照)に準じて手続きを進めますので、要領を熟読のうえ、見積書を提出して下さい。</p> <p>2 仕様書等に関する質問等については、上記担当者へ書面(様式自由)により提出お願いいたします。(※FAXによる質問も可。)</p> <p style="padding-left: 40px;">質問受付期間 : 平成31年 2月14日(木)まで 質問への回答 : 平成31年 2月18日(月)まで</p> <p>3 見積書は任意様式でご提出願います。</p> <p>4 見積書に記載する宛名は、「分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局 北部ダム統合管理事務所長 新垣 哲」として下さい。</p> <p>5 随意契約の相手方を決定するに当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約価格とするので、契約申込者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を見積書に記載して下さい。</p> <p>6 契約にあたっては、請書の提出が必要となります。</p> <p>7 完了払いとします。</p> <p>8 適法な請求書を受理した日から30日以内の支払いとします。なお、見積書及び請求書に支払条件として「適法な請求書を受理した日から30日以内の支払い」の旨明記して下さい。</p> <p>9 見積書には代表者の正式役職名及び氏名を記入し、代表者印の押印をお願いします。</p>

【参考】オープンカウンター方式の対象案件

- ・予定価格250万円以下の工事又は製造
- ・予定価格160万円以下の財産の購入
- ・予定価格50万円以下の財産の売払
- ・予定価格100万円以下の役務

平成30年度 北部ダム統合管理事務所福地ダム水力発電設備点検業務

仕 様 書

1. 適用

本特記仕様書は、沖縄総合事務局北部ダム統合管理事務所が発注する。
「平成30年度北部ダム統合管理事務所福地ダム水力発電設備点検業務」(以下「本業務」という)に適用する。

2. 施工場所

本業務の施工場所は、次のとおりとする。

(1) 沖縄県国頭郡東村字川田中上原1105-108 福地ダム

3. 施工期間

契約締結の翌日から平成31年3月29日までとする。

4. 作業内容

(1) 点検業務

① 12ヶ月点検(総合点検・個別点検)

別紙-1に掲げる水力発電設備において「電気通信施設点検基準(案)
(国土交通省)」に基づいた12ヶ月点検を実施する。

② 技術的所見等のとりまとめ

本業務における技術的所見等のとりまとめについては、上記①における
点検対象設備について行うものとする。

③ 点検報告書の提出

①の点検結果について点検報告書を作成し、担当職員に提出すること。

5. 実施条件(又は「受託者の責務」、「個人情報の保護」、「秘密の保持」等)

本業務を実施するにあたって、【別紙】「個人情報取扱特記事項」に基づき、
業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途に使用しないこと。
また、そのために必要な措置を講じること。

関係者等に対しメールによる連絡をする場合にあっては、他の受信者のメー
ルアドレスが閲覧できないようBCC機能により送信するなど、個人情報等(他
の受信者の個人情報以外の情報を含む。)の流出防止に万全を期すこと。

6. 受注者の責務

本業務の施工に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第9条第1項に基づく「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領※」(平成27年11月2日内閣府訓令第39号)第3条に規定する合理的配慮について留意すること。

7. 検査

作業の完了後、担当職員による点検報告書の確認をもって完了検査とする。

別紙-1「点検対象設備表」

履行場所：福地ダム水力発電所						技術的 所見と り纏め	備 考	採用基準 (総合・個別)
設 備 区 分	単位	数量	個別点検	総合点検	巡回 点検			
			12ヶ月	12ヶ月				
電源設備								
受変電設備、発動発電機、監視制御盤類、負荷設備、直流電源設備	箇所	1		○			高圧・低圧設備（水力）	総合 17-1
水力発電設備								
発電機盤	面	1	○			○		34-2
単独運転検出装置	面	1	○			○		34-2
電動サボ・サイスタ盤	面	1	○			○		34-2
監視制御盤	面	1	○			○		34-2
所内変圧器盤	面	1	○					33-1
整流器盤	面	1	○					33-3
蓄電池盤	面	1	○					
発電装置 水車	式	1	○			○	横軸フランシス水車	福地ダム 水力発電 設備点検 項目参照
発電装置 発電機	式	1	○			○	横軸水車発電機1,000kVA 6,600V	
電動弁 入口弁及び入口管	式	1	○			○		
電動弁 出口弁及び出口管	式	1	○			○		
電動弁 バイパス弁	式	1	○			○		
試験（無水・有水）	式	1	○			○		
付属装置	式	1	○			○		
各電動機測定	式	1	○			○		

※ 採用基準(総合・個別):電気通信施設点検基準(案)

参 考 資 料

電気通信施設点検基準（案）

抜 粋

注意

1. この抜粋は、「平成30年度北部ダム統合管理事務所水力発電設備点検業務」において採用している基準のみを抜粋したものである。
2. 基準内において、見え消しを行っている項目については、本点検業務の対象外とする。

業務計画等

- 1. 1 業務計画等
 - 1 - 1 業務計画
 - 1 - 2 技術的所見のとりまとめ

総合点検

- 1. 1 7 電源設備
 - 1 7 - 1 受変電設備、発動発電機、監視制御盤類、負荷設備、直流電源設備、無停電電源設備

個別点検

- 1. 1 3 無停電電源装置 (CVCF)
 - 1 3 - 2 無停電電源装置 (MSE形等)
- 2. 2 3 付属設備
 - 2 3 - 1 耐雷トランス (低圧用)
- 3. 2 4 電子応用共通機器
 - 2 4 - 3 端末装置 (ワークステーション、パーソナルコンピュータ)
 - 2 4 - 8 表示板 (壁掛け式)
- 4. 3 0 受変電設備
 - 3 0 - 1 自家用電気設備環境点検
 - 3 0 - 2 受変電設備 (継電器類共通事項 (誘導型))
 - 3 0 - 3 受変電設備 (継電器類共通事項 (静止型))
 - 3 0 - 4 受変電設備 (図書類・予備品等の確認)
 - 3 0 - 5 受変電設備 (閉鎖配電盤)
- 5. 3 2 高圧設備
 - 3 2 - 1 高圧設備 (断路器)
 - 3 2 - 2 高圧設備 (油入遮断器)
 - 3 2 - 3 高圧設備 (真空遮断器)
 - 3 2 - 4 高圧設備 (油入変圧器)
 - 3 2 - 5 高圧設備 (モールド変圧器)
 - 3 2 - 9 高圧設備 (電力用コンデンサ設備)
 - 3 2 - 1 0 高圧設備 (電力ヒューズ)
 - 3 2 - 1 1 高圧設備 (開閉器)
 - 3 2 - 1 2 高圧設備 (母線)
 - 3 2 - 1 3 高圧設備 (引込柱)
 - 3 2 - 1 4 高圧設備 (区分開閉器 (ガス・真空・気中を含む))

3 2 - 1 5 高圧設備 (電線・支持物)

3 2 - 1 6 高圧設備 (ケーブル)

6. 3 3 低圧設備

3 3 - 1 動力・電灯盤

3 3 - 2 直流電源装置 (遮断器投入用) (触媒栓付)

3 3 - 3 直流電源装置 (遮断器投入用) (M S E形等)

3 3 - 4 分電盤

3 3 - 5 ハンドホール等

7. 3 4 監視制御盤類

3 4 - 1 監視制御盤類 (操作卓)

3 4 - 2 監視制御盤類 (補助継電器盤)

3 4 - 4 監視制御盤類 (機側操作盤 (標準型))

3 4 - 5 監視制御盤類 (機側操作盤 (簡易型))

3 4 - 6 監視制御盤類 (計装設備)

8. 3 7 発動発電機

3 7 - 1 発動発電機 (ディーゼル) (原動機)

3 7 - 2 発動発電機 (ディーゼル) (発電機)

3 7 - 3 発動発電機 (ディーゼル) (直流電源盤)

3 7 - 4 発動発電機 (ディーゼル) (煙道、消音器)

3 7 - 5 発動発電機 (ディーゼル) (発電機盤・制御盤)

9. 3 8 地下タンク設備

3 8 - 1 地下タンク設備

10. 4 1 環境点検

4 1 - 3 環境点検 (空調設備)

11. 福地ダム水力発電設備点検項目

「個別点検」小水力発電設備

1. 発電装置

1. 1 水車

1. 2 発電機

2. 電動弁

2. 1 入口弁及び入口管

2. 2 出口弁及び出口管

2. 3 バイパス弁

3. 試験

3. 1 無水試験

3. 2 有水試験

4. 付属装置

4. 1 ガイドベーン開度検出器

4. 2 自動ストレーナ分解点検

4. 3 手動ストレーナ分解点検

4. 4 冷却水排水弁

4. 5 冷却水元弁

4. 6 自動ストレーナ排砂弁

- 4. 7 空気冷却器用流水継電器分解点検
- 4. 8 排水装置
- 4. 7 水圧計配管
- 5. 各電動機測定

0 0 0 小水力発電設備

- 0 0 1 小水力発電設備（水車）
- 0 0 2 小水力発電設備（入口弁）
- 0 0 3 小水力発電設備（電動サーボモータ）
- 0 0 4 小水力発電設備（給排水装置）
- 0 0 5 小水力発電設備（発電機）
- 0 0 6 小水力発電設備（潤滑油装置）

12. 0 0 防雷設備設備

- 0 0 - 1 防雷設備

巡回点検

1. 7 自家用電気工作物

- 7 - 2 自家用電気工作物（高圧・低圧部）

電気通信施設点検基準（案）

平成28年11月

国土交通省 大臣官房
技術調査課 電気通信室

「業務計画等」 1-1 業務計画

No.	内容	備考
1	総合点検における実施手順書の作成	前年度までに実施手順書が作成されている設備については、現場状況の確認、前年度の点検報告書の確認・解析・検討を行い、官側から提示する実施手順書の確認及び修正を実施する。

「業務計画等」 1-2 技術的所見のとりまとめ

No.	内容	備考
1	<ul style="list-style-type: none"> ・施設毎のデータを判定基準値と比較し機器の状態等を所見にとりまとめる。 ・完成図書及び過去の点検データと比較をし、現状の機器機能の変化傾向について分析・解析を行い、技術的所見にとりまとめる。 	自家用電気工作物の所見については特別高圧設備と高圧・低圧設備とそれぞれについて所見を提出するものとする。

電気通信施設点検基準（案） （1 / 3）

総合点検

平成28年11月

「総合点検」 17-1 受変電設備、発動発電機、監視制御盤類、負荷設備、直流電源設備、無停電電源設備

No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期						使用測定器等	点検目的の概要	備考
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月			
1	運用者等からの確認及び報告等	前回作業時以降のシステム動作状況等の確認及び作業結果概要の報告等					○		システム運用者等との連携及び効果的な作業実施	作業場所は事務所、出張所 12ヶ月点検については、個別点検と点検周期等の整合をとること。	
2	システム運用状態の確認	構成設備の各機器が正規運転状態で外観上損傷や変色、異音、異臭がないことを、目視、触手、聴覚、臭覚により確認する。 (機器の状態、故障の有/無、モード等) (遠方監視も確認する) 負荷状況の把握のため、計量・計測(電圧・電流・電力・力率等)を確認する。(遠方監視も確認する)					○		システムの総合的な動作状況等の確認 電力計、電流計(設備機器の計器)		
3	設備異常発生時保護装置動作の確認	受変電設備(特高、高圧、低圧) 保護継電器強制動作にて各機器が正常に連動動作し、警報発報及び表示が正常に出力されることを確認する。(遠方監視も確認する) 発動発電機 保護継電器強制動作にて各機器が正常に連動動作し、警報発報及び表示が正常に出力されることを確認する。(遠方監視も確認する)					○	監視記録装置、盤面計器	構成設備の機器障害時の切り替え制御機構及び警報動作機能の確認		
4	設備の障害防止動作の確認	機器のインターロックが正常であるか確認(断路器と遮断器等のインターロックが正常であるか確認)する。					○		設備の誤操作及び誤動作防止機構及び障害波及機構の確認		
5	システム停復電連動の確認 (受電停電発生及び回復時の電源設備からの給電確保の確認)	受変電設備(特高、高圧、低圧)、発動発電機について、停電により不足電圧継電器動作後、発動発電機が規定時間内に自動起動し、発動発電機給電対象負荷に正常に給電されることを確認する。 また、停電回復時に定常状態に故障の発生なく復帰することを確認する。 (発動発電機運転時間1H以上) 直流電源設備、無停電電源設備について、停電発生による入力電源消失時、バッテリー給電にて無停電で負荷設備に電源が供給されることを確認する。 また、入力電源供給開始時に異常なく復帰することを確認する。					○	盤面計器、電源監視記録装置等	停電障害等時に各負荷に対し、バックアップ電源による安定供給されること及び停電障害等回復時に正常給電状態に電源が再給電されることの確認		
							○	盤面計器、電源監視記録装置等	停電障害等時に給電対象設備に停電することなく電源の安定供給と停電障害等回復時に正常給電状態に回復することの確認		

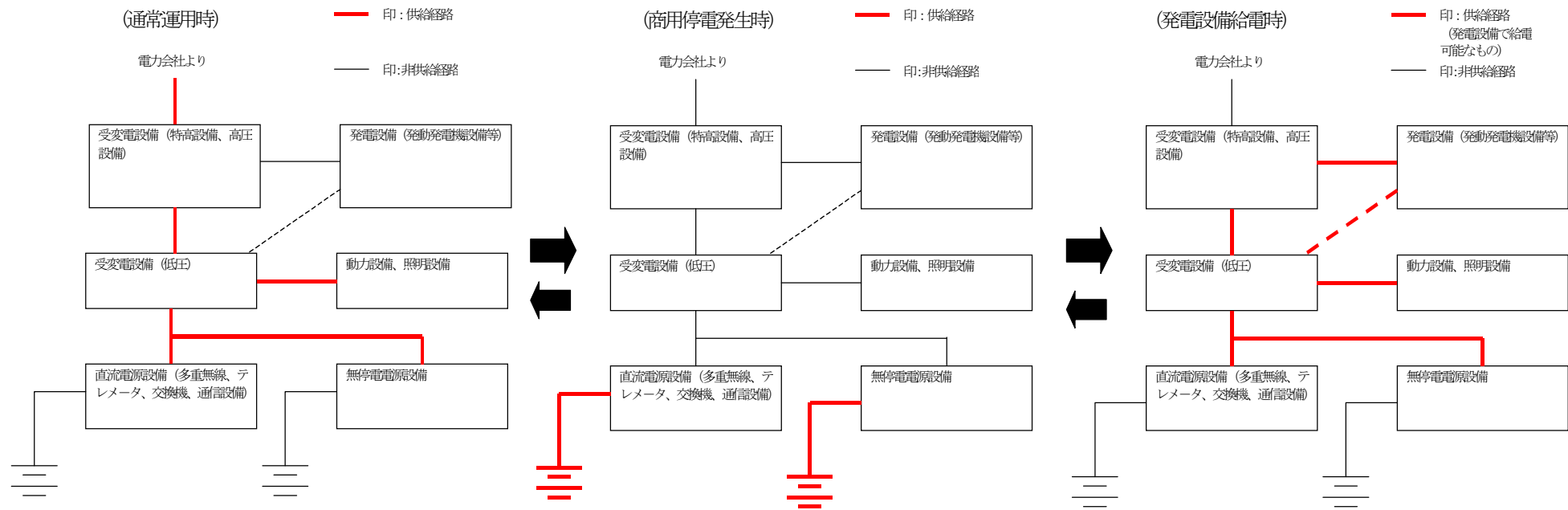


図 1 7 - 1 電源システム停電復電の連動系統図 (例)

電気通信施設点検基準（案） （2 / 3）

個別点検

平成28年11月

「個別点検」 33-1 動力・電灯盤 (1/2)

No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期						使用測定器等	点検目的の概要	備考	
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月				
1	外観、操作機能の確認	母線及び支持物	ボルト類の緩み、脱落の有無を確認する。						○	装置の正常動作の確認 標準値（規定値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	主回路引込み引出し部。	
			碍子、クランプ類の破損、変形接続部の変色の有無を確認する。						○			
			異物、塵埃の付着の有無確認と清掃による汚損除去をする。						○			
			ケーブル引込み口のシール状態を確認する。						○			
			小動物の侵入形跡を確認する。						○			
		制御回路	電線被覆の損傷、変色の有無を確認する。						○			
			端子接続部の緩み、変色の有無を確認する。						○			
			制御ヒューズの断線、変形、変色の有無を確認する。						○			
		引出し機構	ボルト類の緩み、脱落の有無を確認する。						○			主回路断路部・制御回路接続部。
			レール、ストッパの変形の有無を確認する。						○			
			主回路断路部の変色の有無を確認する。						○			
			制御プラグの変形、破損の有無を確認する。						○			
			異物、塵埃の付着の有無確認と清掃による汚損除去をする。						○			
		端子台	挿入接触の状態を確認する。						○			
			端子接続部の緩み、変色の有無を確認する。						○			
			絶縁物の破損、変形の有無を確認する。						○			
		接地線・接地端子	異物、塵埃の付着の有無確認と清掃による汚損除去をする。						○			
			配線端子符号の確認をする。						○			
		操作開閉器、切換開閉器	端子接続部の緩み、変色の有無を確認する。						○			
			腐食、接地線の被覆、断線等の有無を確認する。						○			
		配切線替用遮断器	接触部の荒れ、変色の有無を確認する。						○			
絶縁物の破損、変形の有無を確認する。							○					
異物、塵埃の付着の有無確認と清掃による汚損除去をする。							○					
端子部の変色の有無を確認する。							○					
ボルト類の緩み、脱落の有無を確認する。							○					
	開閉具合が正常であるか確認する。						○					

「個別点検」 33-3 直流電源装置〔遮断器投入用〕（MSE形等）

No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期						使用測定器等	点検目的の概要	備考
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月			
1	整流器電圧電流測定	交流入力電圧、整流器出力電圧、電流、負荷電圧、電流を測定し、基準値内であることを確認する。						○	電圧計、電流計	装置の正常動作の確認 標準値（規定値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	
2	警報回路動作試験	停電検出時、警報接点が出力されることを確認する。						○			
3	蓄電池の確認	蓄電池電圧を各セル毎に測定し、基準値内であることを確認する。 なお、蓄電池の内部抵抗を各セル毎に測定し確認する。						○	電圧計、インピーダンス計		消防用非常電源は6ヶ月とする
4	機能を維持するための確認	整流器及び蓄電池の外表面を清掃する						○		周囲環境を考慮した機能維持	
		機器取付け状態の確認を行い、整流器内外部及び蓄電池外表面を清掃する。						○			

「個別点検」 33-4 分電盤

No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期						使用測定器等	点検目的の概要	備考
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月			
1	分電盤の機能確認	入力電圧測定、各出力回路毎の電流測定、絶縁抵抗測定、ケーブルの行先表示が適当か確認する。						○	絶縁抵抗計 (500Vメガー)	装置の正常動作の確認 標準値（規定値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	

「個別点検」 33-5 ハンドホール等

No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期						使用測定器等	点検目的の概要	備考
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月			
1	マンホール (ハンドホール)	マンホール、ハンドホールカバーの損傷の有無を確認する。 内部に浸水がないか確認する。						○		装置の正常動作の確認	

「個別点検」 34-2 監視制御盤類（補助継電器盤）

No	確認事項の概要	作業実施範囲、具体的方法	点検周期						使用測定器等	点検目的の概要	備考
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月			
1	外観、操作機能の確認	制御回路	電線被覆の損傷、変色の有無を確認する。						○	装置の正常動作の確認 標準値（規定値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	
			端子接続部の緩み、変色の有無を確認する。						○		
			制御ヒューズの断線、変形、変色の有無を確認する。						○		
		端子台	端子接続部の緩み、変色の有無を確認する。						○		
			絶縁物の破損、変形の有無を確認する。						○		
			異物、塵埃の付着の有無確認と清掃による汚損除去をする。						○		
			配線端子符号の確認をする。（脱落の有無）						○		
		接地端子	端子接続部の緩み、変色の有無を確認する。						○		
			腐食、断線の有無を確認する。						○		
		操作スイッチ・切換スイッチ							○		
		接触部の荒れ、変色の有無を確認する。							○		
		補助継電器	絶縁物の破損、変形の有無を確認する。						○		
			異物、塵埃の付着の有無確認と清掃による汚損除去をする。						○		
			端子部の変色の有無を確認する。						○		
ボルト類の緩み、脱落の有無を確認する。							○				
コイル、鉄心の変色、焼損の有無を確認する。							○				
タイマの確認 タイマの設定値を確認する。							○				
2	絶縁耐力の確認	絶縁抵抗測定 抵抗回路は500V・250Vの絶縁抵抗計で測定し、据付時と比べて著しく低下していないことを確認する。						○	絶縁抵抗計 (500V メガー、 250V メガー)		
3	機能を維持するための確認	各部の締め付け状況を確認する。						○	周囲環境を考慮した機能維持		
		各部の内外面の清掃による汚損除去をする。						○			

福地ダム水力発電設備点検項目

「個別点検」小水力発電設備

No.	点 検 箇 所	点 検 及 び 測 定 内 容	測定基準・判定値	点 検 方 法	点検及び測定結果()	判 定	点検周期			
							3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	
1. 1.1	発電装置 水 車	(1) 水車本体表面異物の付着、損傷、発錆	有 ・ 無	目視検査			○			
		(2) 水車本体異音、臭気	有 ・ 無	聴覚、臭覚検査			○			
		(3) 水車本体漏水、漏油	有 ・ 無	聴覚、臭覚検査			○			
		(4) メカニカルシール	漏水量	0～1.0(ℓ/min)	ストップウォッチ、メジャーカップで測定					○
			摩耗指示値	摩耗限界6mm	ストップギヤップを測定					○
		(5) ガイドベーンリング部の損傷、発錆	有 ・ 無	目視、触手検査					○	
		(6) 各部の清掃	完 ・ 未	清 掃			○			
		(7) ケーシング内部 (スケーパーン含む)	外観、泥土の付着	有 ・ 無	目視、触手検査					○
			傷、打痕、浸食、磨耗	有 ・ 無	目視、触手検査					○
		(8) 水車本体パッキン類の磨耗、損傷	有 ・ 無	目視、触手検査			○			
		(9) 目盛板の異常	有 ・ 無	目視検査			○			
		(10) ランナの異音	有 ・ 無	聴覚検査			○			
		(11) ルーズフランジ	外観、発錆、塗装	正常・異常	目視、触手検査			○		
			漏水	有 ・ 無	目視検査			○		
		(12) ドラフト	外観、発錆、塗装	正常・異常	目視、触手検査			○		
			漏水	有 ・ 無	目視検査			○		
(13) ランナ	傷、打痕、壊食	有 ・ 無	目視、触手検査			○				
	ランナ締付ナット損傷	有 ・ 無	目視、触手検査			○				
	ランナ用廻り止め損傷	有 ・ 無	目視、触手検査			○				
(14) 水車カバー (ドラフト側)	外観、塗装	正常・異常	目視、触手検査			○				
	発錆、損傷	有 ・ 無	目視、触手検査			○				
(15) 水車カバー (発電機側)	外観、塗装	正常・異常	目視検査			○				
	発錆、損傷	有 ・ 無	目視、触手検査			○				
(16) ガイドベーン	外観	正常・異常	目視検査			○				
	傷、打痕	有 ・ 無	目視、触手検査			○				
	キャビテーション	正常・異常	目視、触手検査			○				
	刃先・ガイドギヤップ測定	刃先0, ガイド0.2±50%	ギヤップゲージで測定					○		

福地ダム水力発電設備点検項目

「個別点検」小水力発電設備

No.	点 検 箇 所	点 検 及 び 測 定 内 容	測定基準・判定値	点 検 方 法	点検及び測定結果 ()	判 定	点検周期				
							3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月		
1.1	水 車	(17) カトペーンリンク機構	外 観	正常・異常	目視検査			○			
			発錆、損傷	有 ・ 無	目視、触手検査			○			
		(19) カトペーンアーム	外観、塗装	正常・異常	目視検査			○			
			発錆、損傷	有 ・ 無	目視、触手検査			○			
		(20) 弱点ピン	折損	有 ・ 無	目視、触手検査			○			
		(21) カトペーンサボモータ ハイリット装置	外観、塗装	正常・異常	目視検査			○			
			発錆、損傷	有 ・ 無	目視、触手検査			○			
			運転時の異音	有 ・ 無	目視、触手検査			○			
			漏油の有無	有 ・ 無	目視、触手検査			○			
			配線緩みの有無	有 ・ 無	目視、触手検査			○			
		操作油の劣化の有無	有 ・ 無	目視、触手検査			○				
1.2	発電機	(1) 運転中の音響、臭気		有 ・ 無	聴覚、臭覚検査			○			
		(2) 運転中の固定子温度	R 相	70℃以下	サーチコイル温度記録計				○		
			S 相	70℃以下	サーチコイル温度記録計				○		
			T 相	70℃以下	サーチコイル温度記録計				○		
		(3) ブラシ部の火花、摩耗		有 ・ 無	目視検査				○		
		(4) 接地線の弛み、断線		有 ・ 無	目視、触手検査				○		
		(5) アンカーボルトの弛み		有 ・ 無	目視、触手検査				○		
		(6) 各部の清掃		完 ・ 未	清掃検査				○		
		(7) 発電機全般	外観、塗装		正常・異常	目視検査				○	
			発錆		有 ・ 無	目視、触手検査				○	
		(8) 軸受	反水車側 案内軸受	漏油		有 ・ 無	目視、触手検査				○
				温度	サーチコイル (℃)	65℃以下	サーチコイル温度記録計				○
					ダイヤル (℃)	65℃以下	ダイヤル温度計				○
				振動	垂直 (μ-m) P-P	100 μ-m (P-P) 以下	振動計				○
					水平 (μ-m) P-P	100 μ-m (P-P) 以下	振動計				○
			軸 (μ-m) P-P		100 μ-m (P-P) 以下	振動計				○	
			水車側 案内軸受	漏油		有 ・ 無	目視、触手検査				○
温度	サーチコイル (℃)	65℃以下		サーチコイル温度記録計				○			
		ダイヤル (℃)	65℃以下	ダイヤル温度計				○			

福地ダム水力発電設備点検項目

「個別点検」小水力発電設備

No.	点 検 箇 所	点 検 及 び 測 定 内 容		測定基準・判定値	点 検 方 法	点検及び測定結果 ()	判 定	点検周期			
								3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	
1. 2	発電機	(8) 軸受	水車側 案内軸受	振動	垂直 (μ -m) P-P	100 μ -m (P-P) 以下	振動計				○
				振動	水平 (μ -m) P-P	100 μ -m (P-P) 以下	振動計				○
				振動	軸 (μ -m) P-P	100 μ -m (P-P) 以下	振動計				○
		スラスト 軸 受	漏油	有 ・ 無		目視、触手検査					○
				温度	(サーチコイル) (°C)	65°C以下	サーチコイル温度記録計				○
			(ダイヤル) (°C)		65°C以下	ダイヤル温度計				○	
			振動	振動	垂直 (μ -m) P-P	100 μ -m (P-P) 以下	振動計				○
				振動	水平 (μ -m) P-P	100 μ -m (P-P) 以下	振動計				○
				振動	軸 (μ -m) P-P	100 μ -m (P-P) 以下	振動計				○
		(9) エアークーラー 点検	外観、塗装		正常・異常	目視検査					○
			発錆、損傷		有 ・ 無	目視、触手検査					○
泥土の付着			有 ・ 無	目視、触手検査					○		
パッキン損傷			有 ・ 無	目視、触手検査					○		
		給水配管の漏水		有 ・ 無	目視、触手検査				○		
2.	電動弁	(1) フランジ部、軸部の漏水		有 ・ 無	目視検査			○			
2. 1	入口弁及び入口管	(2) 各部ボルトの弛み		有 ・ 無	目視、触手検査			○			
		(3) 各部の清掃		完 ・ 未	清 掃			○			
		(4) 電動弁リミトルク部	損傷	有 ・ 無	目視、触手検査			○			
			動作状態	正常・異常	目視検査					○	
		(5) 外観、塗装		正常・異常	目視、触手検査			○			
		(6) 発錆、傷、打痕、浸食		有 ・ 無	目視、触手検査			○			
		(7) 泥土の付着		有 ・ 無	目視、触手検査			○			
		(8) シールパッキン損傷		有 ・ 無	目視、触手検査			○			
		(9) シート面損傷		有 ・ 無	目視、触手検査			○			
2. 2	出口弁及び出口管	(1) フランジ部、軸部の漏水		有 ・ 無	目視検査			○			
		(2) 各部ボルトの弛み		有 ・ 無	目視、触手検査			○			
		(3) 各部の清掃		完 ・ 未	清 掃			○			
		(4) 電動弁リミトルク部	損傷	有 ・ 無	目視、触手検査			○			
			動作状態	正常・異常	目視検査					○	
		(5) 外観、塗装		正常・異常	目視、触手検査			○			
(6) 発錆、損傷		有 ・ 無	目視、触手検査			○					

福地ダム水力発電設備点検項目

「個別点検」小水力発電設備

No.	点 検 箇 所	点 検 及 び 測 定 内 容	測定基準・判定値	点 検 方 法	点検及び測定結果 ()	判 定	点検周期			
							3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	
4.1	付属装置 ガイドベーン開度検出器	(1) 開度計の動作異常	有 ・ 無	目視検査					○	
		(2) 開度検出器の動作異常	有 ・ 無	目視検査					○	
		(3) リミットスイッチの取付けネジの弛み、損傷	有 ・ 無	目視、触手検査					○	
		(4) 配線の弛み、断線、接触	有 ・ 無	目視、触手検査					○	
		(5) 各部の清掃	完 ・ 未	清 掃				○		
		(6) リミットスイッチ接点の剥離、溶損、消耗	有 ・ 無	目視、触手検査				○		
4.2	自動ストレーナ分解点検	(1) 漏水、発錆	有 ・ 無	目視、触手検査				○		
		(2) 外観、塗装	正常・異常	目視、触手検査				○		
		(3) 泥土の付着	有 ・ 無	目視、触手検査				○		
		(4) パッキンの磨耗	有 ・ 無	目視検査				○		
		(5) スクリーンの汚れ、損傷	有 ・ 無	目視、触手検査				○		
		(6) リミットスイッチ接点の剥離、溶損、消耗	有 ・ 無	目視、触手検査				○		
4.3	手動ストレーナ分解点検	(1) 漏水、発錆	有 ・ 無	目視、触手検査				○		
		(2) 外観、塗装	正常・異常	目視、触手検査				○		
		(3) 泥土の付着	有 ・ 無	目視、触手検査				○		
		(4) パッキンの磨耗	有 ・ 無	目視検査				○		
		(5) スクリーンの汚れ、損傷	有 ・ 無	目視、触手検査				○		
4.4	冷却水排水弁	(1) 漏水、発錆	有 ・ 無	目視、触手検査				○		
		(2) 外観、塗装	正常・異常	目視、触手検査				○		
		(3) 泥土の付着	有 ・ 無	目視、触手検査	—	—		○		
4.5	冷却水元弁	(1) 漏水、発錆	有 ・ 無	目視、触手検査				○		
		(2) 外観、塗装	正常・異常	目視、触手検査				○		
		(3) 泥土の付着	有 ・ 無	目視、触手検査	—	—		○		

福地ダム水力発電設備点検項目

「個別点検」小水力発電設備

No.	点 検 箇 所	点 検 及 び 測 定 内 容	測定基準・判定値	点 検 方 法	点検及び測定結果 ()	判 定	点検周期		
							3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月
4.6	自動ストレーナ排砂弁	(1) 漏水、発錆	有 ・ 無	目視、触手検査			○		
		(2) 外観、塗装	正常・異常	目視、触手検査			○		
		(3) 泥土の付着	有 ・ 無	目視、触手検査			○		
4.7	空気冷却器用流水継電器 分解点検	(1) 漏水、発錆	有 ・ 無	目視、触手検査			○		
		(2) 外観、塗装	正常・異常	目視、触手検査			○		
		(3) 泥土の付着	有 ・ 無	目視、触手検査			○		
		(4) パッキンの損傷	有 ・ 無	目視、触手検査			○		
		(5) カバーの破損	有 ・ 無	目視、触手検査			○		
		(6) 接点部の劣化	有 ・ 無	目視、触手検査			○		
		(7) 動作値測定	定格175 ℓ/min.	測 定					○
		(8) ボルトの弛み	有 ・ 無	目視、触手検査					○
4.8	排水装置	(1) 自然排水の状況	正常・異常	目視検査			○		
		(2) 油検知器 外観	正常・異常	目視検査			○		
		指示ガイド棒の発錆、損傷	有 ・ 無	目視、触手検査			○		
		動作確認	正常・異常	検知部を引き上げて確認					○
		動作電流確認	正常・異常	測定					○
4.9	水圧計配管	(1) 漏水、発錆、目詰まり	有 ・ 無	目視、触手検査			○		
		(2) 清掃	完 ・ 未	エアブロー			○		

福地ダム水力発電設備点検項目

「個別点検」小水力発電設備

No.	点 検 箇 所	点 検 及 び 測 定 内 容	測定基準・判定値	点 検 方 法	点検及び測定結果 ()	判 定	点検周期			
							3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	
5.	各電動機測定 バイパス弁 (DC) 入口弁 (DC) 出口弁 (AC) 給水元弁 (AC) ストレーナ回転 (AC) ストレーナ排砂弁 (AC) 冷却水排水弁 (AC) 電動サーボ (DC)	(1) 電圧、電流値の計測	バイパス弁 (DC)	電圧 (V)	90～125V以内	計 測				○
				電流 (A)	3.2A以内	計 測				○
			入口弁 (DC)	電圧 (V)	90～125V以内	計 測				○
				電流 (A)	9.6A以内	計 測				○
			出口弁 (AC)	電圧 (V)	180～220V以内	計 測				○
				電流 (A)	60A以内	計 測				○
			給水元弁 (AC)	電圧 (V)	180～220V以内	計 測				○
				電流 (A)	1.34A以内	計 測				○
			ストレーナ回転 (AC)	電圧 (V)	180～220V以内	計 測				○
				電流 (A)	0.62A以内	計 測				○
		ストレーナ排砂弁 (AC)	電圧 (V)	180～220V以内	計 測				○	
			電流 (A)	1.5A以内	計 測				○	
		冷却水排水弁 (AC)	電圧 (V)	180～220V以内	計 測				○	
			電流 (A)	1.34A以内	計 測				○	
		電動サーボ (DC)	電圧 (V)	90～125V以内	計 測				○	
			電流 (A)	10A以内	計 測				○	
		(2) 絶縁抵抗の測定	バイパス弁 (DC)	(MΩ)	5MΩ以上	メガー				○
			入口弁 (DC)	(MΩ)	5MΩ以上	メガー				○
			出口弁 (AC)	(MΩ)	5MΩ以上	メガー				○
			給水元弁 (AC)	(MΩ)	5MΩ以上	メガー				○
ストレーナ回転 (AC)	(MΩ)		5MΩ以上	メガー				○		
ストレーナ排砂弁 (AC)	(MΩ)		5MΩ以上	メガー				○		
冷却水排水弁 (AC)	(MΩ)		5MΩ以上	メガー				○		
電動サーボ (DC)	(MΩ)		5MΩ以上	メガー				○		

個人情報取扱特記事項

(個人情報保護の基本原則)

- 1 受注者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別できるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

- 2 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。
この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(業務従事者への周知)

- 3 受注者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護の徹底について周知しなければならない。

(適正な管理)

- 4 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(再委託の制限等)

- 5 受注者は、発注者が承認した場合を除き、個人情報の取扱い業務を再委託してはならない。また、再委託する場合にあっては、受注者は、再委託先への必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

- 6 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(利用及び提供の制限)

- 7 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

- 8 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理の確認)

- 9 発注者は、受注者が取り扱う個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認することとする。また、発注者は必要と認めたとき、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は受注者が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検査することができる。

(廃棄等)

- 10 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、确实かつ速やかに発注者への返却、廃棄又は消去しなければならない。

(事故発生時における報告)

- 11 受注者は、この契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに発注者へ報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(違反した場合の措置)

- 12 発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。

平成21年 6月 9日
改正 平成21年 9月10日
平成23年 4月20日
最終改正 平成24年12月25日

内閣府沖縄総合事務局開発建設部管理課契約管理官

オープンカウンター方式試行要領

(定義)

第1条 オープンカウンター方式とは、少額随意契約等において、見積書を徴する相手方を指定することなく、一般競争の手續を簡略化して、見積合せを行い、契約の相手方を決定する方式をいう。

(対象)

第2条 本要領は、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条第2号から第7号までの規定に該当するものを対象とする。

ただし、庁舎の修繕等緊急の必要によりオープンカウンター方式に付することができない場合、一般競争、指名競争及びインターネット公有財産売却に付すべきものと判断する場合、又はその他オープンカウンター方式に付することが適切ではないと判断する場合を除く。また、平成18年8月25日付け財計第2017号を準用して、同号一（2）①の「競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」及び同号一（2）の但書の「①の例示に該当しないものであってその他これに準ずるものと認められるもの」を除く。

<参考> 予算決算及び会計令（昭和二十二年四月三十日勅令第百六十五号）抜粋

第九十九条 会計法第二十九条の第三五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一（略）

二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。

三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。

四 予定賃借料の年額又は総額が八十万円を超えない物件を借り入れるとき。

五 予定価格が五十万円を超えない財産を売り払うとき。

六 予定賃貸料の年額又は総額が三十万円を超えない物件を貸し付けるとき。

七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。

（以下略）

(参加資格)

第3条 本要領の見積合せに参加できる者は、次の各号すべてに該当する者とする。

一 予決令第70条及び第71条の規定を準用して、これに該当しない者

二 九州・沖縄地域において、「国土交通省所管の契約に係る競争参加資格審査事務取扱要領（平成13年1月6日付け国官会第22号）」に基づく一般競争参加資格の認定を受けている者、又は、履行実績等により履行能力に問題ないと認められた者

三 見積書の提出期限の日から契約締結又は請書受領等の日までにおいて、指名停止を受けていない者、及び、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請があり指名を行わないこととした者に該当しない者

四 内閣府沖縄総合事務局管内において、本店、支店又は営業所を有する者

五 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと

六 予決令第99条第5号の規定に該当するもので、物品管理法が適用される場合は、物品管理法第18条の規定に該当しない者、国有財産法が適用される場合は、国有財産法第16条の規定に該当しない者、並びに、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者

(手続)

第4条 毎週火曜日（当日が閉庁日の場合は次の開庁日）の13時30分から翌週火曜日（当日が閉庁日の場合は次の開庁日）の13時30分まで、カウンターで仕様書等を提示すること。

なお、当分の間、希望があれば仕様書等をFAXすることができる。

2 見積書は、前項の翌週火曜日（当日が閉庁日の場合は次の開庁日）の13時30分までに、担当者に見積書を提出すること。

見積書の提出は、直接持ち込み、郵送又はFAX※とする。なお、FAXの場合は、契約の相手方とならなかった場合でも、後日必ず見積書の正を提出する。

なお、見積合せが困難な程度に見積書が多数提出された場合は、同一の者が提出できる見積書の件数を制限することができる。

※ FAXによる見積書提出の場合、必ず担当者にFAXした旨電話連絡する。電話連絡がない場合、その見積書は無効とする場合があるので注意すること。

3 見積合せは、見積書を提出した者の立会を省略する。なお、同価格の見積者が2名以上あるときは、当該契約事務に関係のない職員にくじを引かせ決定する。

<予決令第81条の規定は準用せず。沖縄総合事務局開発建設部随意契約見積心得（昭和54年4月1日開管理第469号。以下「心得」という。）第4条参照>

4 見積合せの結果は、契約の相手方となるべき者のみに通知し、他の見積書を提出した者への通知は省略する。

5 予決令第99条第3号の規定に該当するものは、見積合せ後に内訳書を提出しなければならない。

6 オープンカウンター方式に付しても見積書の提出がなかった場合等は、予決令第99条の2及び第99条の3の規定を準用して、見積を行う。

<心得第5条参照>

(見積書の無効)

第5条 次の各号の一に該当する見積は無効とする。

- 一 見積に参加する資格を有しない者のした見積
- 二 委任状を持参しない代理人のした見積
- 三 記名押印を欠く見積

四 金額を訂正した見積

五 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である見積

六 明らかに連合によると認められる見積

七 同一事項の見積について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の見積

八 その他見積に関する条件に違反した見積

<心得第3条参照>

(結果の閲覧等)

第6条 入札調書類の作成は省略し、また、入札調書類の閲覧も省略する。

2 見積合せの結果は、担当者に希望すれば見積書等の関係書類の閲覧をすることができる。ただし、印影等の保護のため、デジタルカメラの撮影等を認めない。

3 見積書等の関係書類を提出した者は、前項の閲覧に同意したものとみなす。

(その他)

第7条 その他の手続については、一般競争の手続を簡略化して準用するものとする。